

規制シート(様式)

(別紙1)

160196001450009

平成28年3月31日

規制の名称	薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取扱いについて	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	医薬・生活衛生局総務課 課長 森 浩太郎
規制目的	医薬品の販売、授与における管理を適正なものとするにより、国民の生命や健康に寄与すること。		
規制内容の概要	「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所であるため、薬局の開店時間内は、常時、調剤に従事する薬剤師が勤務していることとしている。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	地域包括ケアシステムを構築する中で、かかりつけ薬剤師/薬局の取組を推進していくことが重要である一方、地域によっては薬剤師が十分に確保できない実情があることに鑑み、地域住民の医薬費因供給のニーズを充足していく観点から、薬局において、かかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たせることを前提とした一定の条件の下で、薬剤師不在時に登録販売者が第二类・第三類の一般用医薬品を販売することができるよう、規制を見直すことを検討する。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上述のとおり		
見直し条項	上述のとおり		
次の見直し時期	平成28年度中に検討し結論を得る。		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>